

「第9条第1項」に、「第10条」を「第11条」に、「第11条」を、「第12条」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条第2項中「手直し工事が必要であると認めるとき」を「手直し工事を必要とすると認めるとき」に、「主管する」を「施工する」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「しゅん工」を「しゅん工（一部しゅん工を含む。）」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「労力」を「労力等」に、「求めることができる」を「求めることができるものとする」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「契約書、設計書、仕様書、図面」を「契約書（契約約款を含む。）、設計図」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第2項第1号中「設計書及び設計図面」を「設計図書」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「進ちよく」を「進捗」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（一部しゅん工検査）

第4条 一部しゅん工検査は、請負者から指定部分（設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。）の工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年7月1日から施行する。

